

議長（福田会長）

会議資料 8 ページの議案第 43 号「商業・観光・工業関係事業の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（沼尾商工部長）

議案第 43 号「商業・観光・工業関係事業の取扱いについて」ご説明いたします。8 ページをご覧ください。

商業・観光・工業関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

1. 商業・観光・工業関係事業については、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。

2. 中小企業者向け融資制度に関する市町村特別保証制度には加入し、制度融資については宇都宮市の制度に統一する。

3. 商工会議所・商工会に対する補助金については、全体のバランスや事業内容を勘案し、調整を図る。

4. 祭り等のイベントについては、地域特性を考慮し当分の間は現行のとおりとする。

5. 観光協会については、それぞれの地域特性を有効に活用するとともに、効果的な観光振興が図られるよう統合に努める。

6. 上三川町企業誘致条例に基づき誘致した企業の企業立地補助金等については、経過措置を設けることといたしました。

続きまして、詳細についてご説明いたします。参考資料 35 ページをお開きください。

まず、1 の基礎データとして、1 市 3 町の事業所数、従業員数、年間商品販売額等の現状を記載しておりますので、ご参照ください。

次に、2 の中小企業者向け融資事業につきましては、1 市 3 町で共通して実施しておりますが、資金メニューや借入限度額、利率等にばらつきがありますことから、公平性、市民サービスの向上を十分考慮し、宇都宮市の制度に統一してまいりますとともに、市町村特別保証制度につきましては、中小企業者にとって有利な制度でありますことから、合併後も引き続き加入してまいります。

次に、3 の商工団体支援につきましては、段階的に調整を図ってまいります。運営補助ではなく事業補助を原則として支援してまいります。

次に、4 の観光資源開発支援事業の実施状況につきましては、各市町のイベントを記載しておりますが、現行のまま新市に引き継いでまいります。

次に、5 の各種事務事業の実施状況につきましては、観光コンベンション協会及び観光協会補助金、企業立地育成促進事業などを記載しておりますが、宇都宮市を基準に調整してまいります。

なお、38～39 ページは先進市の事例を記載しておりますので、ご参照ください。

以上でご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

たします。

議長（福田会長）

議案第 43 号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここで質疑を行います。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。商工関係の分野から委員として選任されている方もいらっしゃるはずですが、何かありましたらお願いいたします。

それでは、無いようでございますので、お諮りいたします。議案第 43 号「商業・観光・工業関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、議案第 43 号は原案のとおり決定といたします。